

平成 28 年 12 月 12 日

会 員 各 位

公益社団法人日本産婦人科医会  
会 長 木下 勝之

### 無資格者による人工妊娠中絶術報道について

平素から本会の運営に関しまして、ご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今般の標記に関する件につきましては、会員の皆様方に多くのご心配をお掛けしております。

日本産婦人科医会は、これまで母体保護法の遵守と適切な運用につき、機会あるごとに会員の皆様へ周知・指導を行ってまいりました。

しかし、この度、母体保護法指定医の資格を有していない医師による人工妊娠中絶術が行われたとの報道がありました。このことは、極めて遺憾なことであり、看過できない事態であります。

平成 25 年 4 月、日本医師会から発出された「母体保護法指定医師の指定基準及び細則の改定」によりますと、指定医師でない医師が人工妊娠中絶を行うことができる場合は、研修機関で指導医の直接の指導下においてのみである。(研修機関の条件は、医療機関の付属施設又は年間開腹手術 50 例以上(腹腔鏡手術を含める)、分娩数 120 例以上を取り扱う施設で、2 名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる機関とする。但し、医療機関が単独では研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関や要件を満たす研修機関の連携施設として都道府県医師会に登録することにより「研修機関」と認めることができる。)と、規定されています。

現在、詳細な事実関係について、東京都医師会及び東京産婦人科医会において鋭意調査中ではありますが、本会におきましては事実確認を行った上で上記事態には厳正に対処して参る所存であります。

なお、会員の皆様におかれましては、「指定医師は人工妊娠中絶ができる」という母体保護法 14 条を再度ご確認いただき、指定医師でない医師が、人工妊娠中絶を行うことができる場合は、先に述べたような条件を満たす時のみであることを、正しく認識していただきたくお願いする次第であります。